

プール活動・水遊びに関するチェックリスト^{注1}

～ 園長用 ～



内閣府、文部科学省、厚生労働省「**教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン**」（平成 28 年 3 月 31 日^{注1}）を確認してください。



事故を未然に防止するため、プール活動に関わる職員に対して、子供のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて**事前教育**を十分に行ってください。



プール活動に関わる職員に対して、子供を対象とした**心肺蘇生^{そせい}**などの**応急手当**や非常時の対応について事前教育を行ってください。



一刻を争う状況にも対応できるように**119番通報を含む緊急事態への対応（EAP^{注2}）**を整理し、**マニュアル**や定期的な訓練等により共有してください。また、緊急時に実践できるよう、日頃から**緊急時対応訓練**を行い、マニュアルが実践的なものであるかを検証し、必要に応じて見直してください。

・園内での連絡の手順（誰が、どの順番で）を訓練してください。



プール活動・水遊びに関する指導マニュアルを作成し、実践的なものであるかを検証し、必要に応じて見直してください。

特に以下の項目については十分に検証してください。



・プール活動・水遊びの活動の**内容**や**時間帯**、**時間配分**は、**子供の体調や生活のリズムなど**、**安全性を考慮**して適切に定めてください。



・**監視者の人数**、**配置**については、園のプールの広さや形、一度に水に入れる子供の人数、年齢、時間帯など園ごとの事情を考慮して、適切に定めてください。**ヒヤリハット**が発生したときは、情報を共有し、原因を考え、改善策を検討して実行してください。



プールでの指導を行う職員のほかに、**監視者**を必ず決めてください。

監視者について次の事項をあらかじめ確認し遵守させてください。



・監視者は、水の外、プールサイドに配置してください。



・集中力を保つため、できるだけ定期的に交代させてください。



・複数名で監視をさせるときは、担当エリアを決めてください。



・監視者は、目立つ色の帽子やビブス等を着用させて周囲からも監視者であることが分かるようにしてください。



・水の外で監視に専念する人員を配置することができない場合には、**プール活動・水遊びを中止**してください。



・時間的余裕をもって活動させてください。



：プールシーズンごと



：プール活動ごと

（注1）本チェックリストは、消費者安全調査委員会が、アンケート調査において幼稚園等から回答のあった独自の取組を参考にして作成した。）

（注2）EAP（Emergency Action Plan）（特定非営利活動法人日本ライフセービング協会編 2017 年 9 月 10 日発行「プール・ライフガーディング教本」第 6 章参照）

消費者安全調査委員会

※平成 30 年 4 月 24 日「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びに関する実態調査

（平成 23 年 7 月 11 日に神奈川県内の幼稚園で発生したプール事故に関する意見のフォローアップ）」（消費者安全調査委員会）附属資料 1